

年会費に関する規約

(主旨)

第1条 本会の年会費については、定款第7条および第15条に従い、この規約で定める。

(経費の賦課)

第2条 本会は、その運営費用に当てるため、年会費を賦課することができる。

2 本会の年会費は1口1,000円とする。

3 年会費の算出方法及び請求は次のとおりとする。

1) 年会費の口数は、前年度の事業高に基づき、事業高1,000万円未満は3口以上、事業高1,000万円以上5,000万円未満は5口以上、事業高5,000万円以上は10口以上とし、会員の申告に基づき算出する。

2) 会費は、原則通常総会終了後1ヶ月以内に一括での払い込みとする。

3) 新規設立会員は、事業高1,000万円未満とみなし、会員の申告に基づき算出する。

4) 年度途中の入会にあたっては、年会費は全額納入するものとする。

4 賛助会員は5口以上の口数を年会費として納入するものとする。

5 脱退する会員の、すでに払い込まれた年会費は払戻しをしない。

(年会費支払の期限付き減額および免除)

第3条 次の事情が生じた会員は、定款第15条の年会費支払義務を期限付きで減額または免除することができる。

1) 事業の継続が著しく滞る事態が生じたとき。

2 承認及びその期間は、理事会において決する。

3 年会費支払義務の減額または免除を受けた会員は、それ以外の会員と義務と権利は変わらないものとする。

(改廃)

第4条 この規約の改廃は、総会において行う。

(付則)

第5条 この規約は、2026年6月23日より実施する。